



2025年2月27日

各位

会社名 株式会社 ラキール  
代表者名 代表取締役社長 久保 努  
(コード番号: 4074 東証グロース)  
問合せ先 取締役コーポレート本部長 松本 英晴  
(TEL. 03-6441-3850)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月27日開催の取締役会において、2025年3月28日開催予定の第8回定時株主総会に、以下のとおり、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 定款変更の目的

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)

<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">②～③ (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 <u>②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">②～③ (現行どおり)</p> <p><u>④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員であるものは除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 <u>②取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。 <u>②取締役会は、取締役の全員の同意があると</u></p>
---	---

<p>②取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p>	<p>きは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して定める。</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	---

<p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p>	
<p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</p>	(削除)
<p>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	
<p>(監査役会の決議方法)</p>	
<p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p>	
<p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	(削除)
<p>(監査役会規則)</p>	
<p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p>	
<p>第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p>	
<p>第39条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ②当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。 ②監査等委員会は、監査等委員の全員の同意</p>

<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則によるものとする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、取締役会の決議によって、第8回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2025年3月28日(金曜日)

定款変更の効力発生日

2025年3月28日(金曜日)

以上